

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する
中間報告（案）

平成 19 年 8 月

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

目次

はじめに

I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

1. 地球温暖化に関する科学的知見
2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

II 京都議定書目標達成計画の評価

1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況
2. 既存対策の評価
 - (1) これまでの評価経緯
 - (2) 評価内容
3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量
 - (1) 社会経済活動量の見通し
 - (2) 排出量の見通しと不足削減量

III. 京都議定書目標達成計画の見直し

1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点
2. 対策・施策の強化の方向
 - (1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策の強化
 - ① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策
 - ② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策
 - ③ 代替フロン等3ガスの対策・施策
 - ④ 吸収源の対策・施策
 - ⑤ 京都メカニズムに関する対策・施策
 - (2) 最終報告に向けて検討すべき事項

3. その他

おわりに
委員名簿
審議経緯

はじめに

「京都議定書目標達成計画」は、気候変動枠組条約（1992年5月採択、1994年発効）の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、この約束を達成するために、2005年4月に閣議決定されたものであり、現在、本計画に基づき地球温暖化対策が進められている。

京都議定書目標達成計画はあくまで、2008年度から2012年度までの京都議定書第1約束期間に基準年度から6%削減することを内容とする計画であるが、京都議定書に定められた先進国の削減約束の達成は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚である。

本年5月には安倍総理の新提案である「美しい星50」において、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するという長期目標が示された。また、先日のハイリゲダム・サミットにおいても、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含むEU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する、とされるとともに、統合的なアプローチの中で、気候変動のみならず、エネルギー安全保障、経済成長及び持続可能な開発目標についても取り組む枠組みの必要性に合意した。このように、2013年以降の長期的な気候変動対策についての議論が国際的に本格化していることも踏まえ、京都議定書上の削減約束を確実に達成するとともに更なる長期的、継続的な排出削減を目指すことが必要である。

I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

1. 地球温暖化に関する科学的知見

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない。その原因は、人為起源の温室効果ガス濃度の増加だとほぼ断定されている。

現状の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年に渡って引き続き増加するものと考えられ、1980～1999年と比較した今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、約1.8℃（1.1～2.9℃）である一方、化石エネルギーを重視する社会では、約4.0℃（2.4～6.4℃）に達すると予測されている。

このような地球温暖化の結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。

現在既に、地球温暖化によって水資源や脆弱な生態系などでは悪影響が生じており、今後の気温上昇に従って、より深刻な悪影響が世界の全ての地域で生じることが予測されている。

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの濃度の安定化のためには、排出量が吸収量と同等のレベルになるよう、現在の排出量からの大幅な削減が必要である。

2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

我が国は、京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、京都議定書目標達成計画（以下、「目標達成計画」という。）を策定している。目標達成計画については、2005 年 4 月に閣議決定され、第 1 約束期間の前年である 2007 年度（平成 19 年度）に、目標達成計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第 1 約束期間において必要な対策・施策を 2008 年度から講ずるものとする、とされている。

このため、中央環境審議会・産業構造審議会では合同会合を開催し、2006 年 11 月から目標達成計画の評価・見直しに関する審議を開始し、各部門ごとの対策・施策の進捗の評価の検討、有識者・関係省庁・関係団体からのヒアリング、部門毎の対策・施策の見直しの検討等について、計 21 回にわたって精力的な審議を行ってきた。こうした審議を受け、中央環境審議会・産業構造審議会では、目標達成計画の評価・見直しの基本的な方向性について中間報告を行うこととした。